

# 第1章

# 技術士試験の概要

## 1 技術士

### (1) 目的と定義

最初に、技術士の定義を確認しましょう。技術士法は、技術士を以下のように定義しています。この定義は、技術士試験の受験のみならず、技術士登録後の技術士業務の遂行に重要ですから、何度も確認しましょう。

**第一条** この法律は、技術士等の資格を定め、その業務の適正を図り、もって科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的とする。

**第二条** この法律において「技術士」とは、第三十二条第一項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者をいう。

「資する」とは、「ある物事に対し材料を与えて助けとする。役立てる、資本を与える」という意味です。その目的は、科学技術の向上・国民経済の発展に資することです。では、上記の目的のために何をするのでしょうか。

それは、**技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行うことです。**

技術士法第二条は、技術士試験の受験で最初に出会う極めて重要な条文です。正確に理解しておきましょう。技術士法第二条の正確な理解は、試験合格に必須です。

一言で言えば、「安全で快適な社会を作り、それを長続きさせること。」それが「技術士」の役目です。

## (2) 概要

技術士制度は、技術コンサルタントの健全な発達を図るための国による技術者の資格認定制度です。

「技術士」は、「技術士法」に基づいて行われる国家試験（「技術士第二次試験」）に合格し、登録した人だけに与えられる称号です。国はこの称号を与えることにより、その人が科学技術に関する高度な応用能力を備えていることを認定することになります。例えば、企業、地方公共団体、国等が、技術コンサルタントの助けを必要とするような場合、技術士を置いたコンサルタント業者に依頼すれば安心です。技術士は、科学技術の応用面に携わる技術者にとって最も権威のある資格といえます（文部科学省のサイトより）。

技術士には **21 の部門** があります。他の技術系国家資格が専門分野ごとに制度を設けているのに対して、技術士は科学技術の全領域にわたる分野をカバーしています。現在、以下の 21 の技術部門が設けられており、各部門はそれぞれ専門部会を作り活動しています。しかし、総合技術監理部門には部会がありません。

機械部門 船舶・海洋部門 航空・宇宙部門

電気電子部門 化学部門 繊維部門 金属部門

資源工学部門 建設部門 上下水道部門 衛生工学部門 農業部門

森林部門 水産部門 経営工学部門 情報工学部門 応用理学部門

生物工学部門 環境部門 原子力・放射線部門 総合技術監理部門

新制度（令和元年度）から、産業各界の要望を受け、**選択科目が統合され、69 科目** になっています。受験者は、予め技術部門とその選択科目を決めて受験申し込みをしなければなりません。

## 2 技術士試験

### (1) 概要

試験に関する情報は、受験年度ごとに変わることもあります。過去は、およそ5から6年に一度、広範囲の試験制度変更がありました。その他、小さな変更は都度あります。必ず受験前に日本技術士会のサイトで確認して下さい。毎年11月ごろに正式発表されます。なお、受験申込に関する内容は、その翌年3月下旬までに公式発表があります。

最新情報は、「日本技術士会 試験」で検索し、確認してください。

URLは、<https://www.engineer.or.jp/sub02/>です。

二次試験の受験資格に規定があります。技術士第二次試験受験申込み案内から、規定を引用します。受験申込み時点で、下記の(1)及び(2)の受験資格要件を満たしている必要があります。

(1) 技術士補となる資格【次のうちいずれか】を有していること

- \* 技術士第一次試験に合格
- \* 指定された教育課程<sup>☆</sup>を修了

☆ 技術士第一次試験の合格と同等であると文部科学大臣が指定したもの

(2) 下記経路①～③のうち、いずれかの業務経歴を有していること

【A】総合技術監理部門を除く技術部門を受験する場合

【B】総合技術監理部門を受験する場合

経路① 技術士補の登録日以降、技術士補として、次の期間指導技術士を補助している。

【A】4年を超える期間 【B】7年を超える期間

経路② 技術士補となる資格を有した日<sup>※1</sup>以降、監督者<sup>※3</sup>の下で、科学技術に関する業務<sup>※2</sup>について、次の期間従事している。【技術士補登録は不要】

【A】4年を超える期間 【B】7年を超える期間

経路③ 科学技術に関する業務<sup>※2</sup>について、次の期間従事している。【技術士補登録は不要】

⇒ ③は、技術士補となる資格を有した日<sup>※1</sup>以前の期間も算入できる。

また、指導者や監督者の有無・要件を問わない。

【A】7年を超える期間 【B】10年を超える期間

【B】の場合、技術士第二次試験合格者は、7年を超える期間】

- ※1 「技術士第一次試験の合格日」又は「指定された教育課程の修了日」
- ※2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務
- ※3 経路②における監督者の要件は、次のとおりです。
  - (i) 科学技術に関する業務<sup>※2</sup>に従事した期間が7年を超えるか、かつ、第二次試験を受けようとする者を適切に監督することができる職務上の地位にある者によるものであること。  
【職務上の上下関係に基づき、常時技術的指導を行い得る立場にある者】
  - (ii) 第二次試験を受けようとする者が技術士となるのに必要な技能を修習することができるよう、(i)に規定する業務について、指導、助言その他の適切な手段により行われるものであること。  
【設計・計画等に関する技術的指導、レポート作成指導等の手段】

経路①～③のすべての期間に学校教育法による大学院における研究経験の期間（上限2年）を減じることができます。すなわち、いずれにおいても学校教育法による大学院修士課程（理科系統のものに限る。）若しくは専門職学位課程（理科系統のものに限る。）を修了し、又は博士課程（理科系統のものに限る。）に在学し、若しくは在学していた者にあっては、2年を限度として、当該期間からその在学した期間を減じることができます。

また、経路①と経路②の業務経験は、相互に合算することができます。